

るお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

12. 周知および調査業務

(1)当社またはT&Tは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、Webサービス・電子メールや郵送等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2) T&Tはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、T&Tは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3) T&Tは、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)をお客さまに負担していただきます。

(2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

(3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと

・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと

・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、当社またはT&Tを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガ

ス遮断装置または整流器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社およびT&Tに提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社およびT&Tは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、当社を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事で事前に申し受けます。

18. 信用情報の共有

当社およびT&Tは、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件によります。

・当社は、[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件の内容を変更することができます。その場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にてあらかじめお知らせいたします。

・[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件の内容は、当社の各支店・営業所の店頭で確認することができます。

・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、[料金表]を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の[料金表]によります。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

21. 上記以外の料金表ごとの重要事項

■マルエイ都市ガスサービス(暖房プラン)および(暖房プラン〔乾燥使用〕)

(1) 需要場所が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、お客さまの申し出にもとづき、3(2)に定める料金表を適用いたします。

・専用住宅において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器にガスを使用すること。

・併用住宅(ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る)の住居部分において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器にガスを使用すること。

(2) (1)に該当し、あわせて住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を

使用すると当社が判断した場合、お客さまの申し出にもとづき、3(3)に定める料金表を適用いたします。

(3) 当社は(1)、(2)に該当するか、確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。また、(1)、(2)の機器を取り外すなどし、該当しなくなった場合は、当社に申し出ていただけます。なお、(1)、(2)に該当していないと当社が判断した場合、3(2)または3(3)に定める料金表の適用を終了いたします。

■でんきセット割

(1) でんきセット割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

(2) 電気需給契約を解約した場合等により、3(4)に該当しないことが判明した場合は「でんきセット割」の適用を終了します。

<各種お手続き・お問い合わせ>

株式会社マルエイ エコ・エネルギー事業部

所在地： 〒500-8152

岐阜県岐阜市入舟町4-10 マルエイグループ共同ビル 1F

電話番号： 0120-288-887

受付時間： 9:00～17:30(土日祝を除く)

<取次事業者>

会社名： 株式会社マルエイ

本社所在地： 〒500-8152

岐阜県岐阜市入舟町四丁目8番地の1

代表者名： 澤田 栄一

電話番号： 058-245-0101

受付時間： 9:00～17:30

ホームページ： <https://maruei-toshigas.jp/>

<ガス小売事業者>

会社名： T&Tエナジー株式会社

本社所在地： 愛知県名古屋市区西区名西二丁目33番10号

代表者名： 吉川 隆之

ガス小売事業者登録番号： A0078

電話番号： 052-524-2571

受付時間： 9:00～17:00 (土日祝日を除く)

<個人情報の取扱規程>

ご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとする当社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。(個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、当社のホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。)

<契約解除(クーリング・オフ)に関する事項>

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

① 当社の勧誘を受け、契約を締結した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的な方法により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかつた場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的な方法により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

③ 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的な方法を発した時に、その効力を生じます。

④ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があつた場合においては、当社は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

⑤ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があつた場合には、既に契約にもとづきガスが提供されたときにおいても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

⑥ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があつた場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、速やかに、その全額を返還いたします。

⑦ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があつた場合において、契約に係るガスの提供に伴いお客さま等(同法第9条第1項または同法第24条第1項のお申込み者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

〒500-8144

株式会社マルエイ エコ・エネルギー事業部 クーリング・オフ担当

岐阜県岐阜市入舟町4-10 マルエイグループ共同ビル 1F

【電磁的送付先】

電子メール：以下のメールアドレスにメールをお送りください。

[Email] toshigas@maruei-gas.co.jp

【注意事項】

当社への切替日以降に契約解除(クーリング・オフ)をされる場合は、あらかじめ他社との新たな電気の契約を締結してください。